

# 姫路市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱

[昭和58年4月1日]

## (目的)

第1条 この要綱は、65歳以上の重度障害者にかかる医療費の一部を助成することにより、当該重度障害者の負担を軽減し、もってその福祉の増進と自立助長を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金額 当該療養に要する費用の額から高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定により後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額をいう。
- (2) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
- (3) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が法の規定による療養、保険外併用療養費に係る療養（以下「療養」という。）を受けた月の属する年度（療養を受けた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養を受けた月の属する年の前年（療養を受けた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第

35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び療養を受けた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。

(助成の対象者)

第3条 この事業の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次に掲げる要件を具えている者とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者(児)と判定された者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条に定める障害の程度が1級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「高齢重度精神障害者」という。)

(3) その者及びその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びにその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該その者の生計を維持する者について療養を受けた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く

。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により適用する場合を含む。)の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たす者で、姫路市福祉医療費助成条例施行規則(昭和48年姫路市規則第38号。以下「規則」という。)第11条第1項に規定する理由があると認めたものを、当該理由が発生した日の属する月の初日から6か月を超えない日までを限度として、対象者としてすることができる。

3 前項の認定を受けようとする者は、高齢重度障害者医療費認定申請書に当該理由に該当したことを明らかにすることができる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(高齢重度障害者医療費の助成)

第3条の2 市は、対象者の疾病(高齢重度精神障害者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について、法以外の法令、条例、規則又は規程等の規定により国、地方公共団体(保険者たる国及び地方公共団体を除く。)又は独立行政法人の負担による医療に関する給付が行われた場合を除き、法の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費の支給又はこれらに代えて療養費の支給が行われた場合において、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金額から次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を控除した額を高齢重度障害者医療費として助成する。

(1) 入院以外の療養(同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養を除く。)の場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者であるときは、400円)

(2) 入院療養(入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4日目以降の入院療養を除く。)の場合 入院療養につき次のアからウまでに掲げる額に100分の10を乗じて得た額。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等において行う入院療養については、2,400円(低所得者であるときは、1,600

円)を限度とする。

ア 法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 法第76条第1項に掲げる療養を受けた場合にあっては、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)

ウ 法第77条に規定する療養費の支給を受けた場合にあっては、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要する費用の額

2 前項各号に定める額(以下「高齢重度障害者医療費に係る一部負担金額」という。)は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金額を超えることができない。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項各号の適用については、それぞれ別の保険医療機関等とみなすものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、規則第10条第1項各号に掲げる事由に該当することにより、高齢重度障害者医療費に係る一部負担金額を負担することが困難であると認められる者に対し、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金額に相当する額を高齢重度障害者医療費として支給することができる。

(助成の申請及び認定)

第4条 高齢重度障害者医療費の助成を受けようとする者は、高齢重度障害者医療費認定申請書を市長に提出し、対象者としての認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合は、申請書にかかる事項を審査し、対象者に高齢重度障害者医療費助成認定(却下)通知書を交付する。

(支給時期)

第5条 市長は、高齢重度障害者医療費を支給するにあたり、高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金額及び高齢重度障害者医療費に係る一部負担金額を診療報酬明細書等により確認のうえ、高齢重度障害者医療費を次の各号に掲げる区分に従

い当該各号に定める時期に当該対象者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

- (1) 1 1 月から翌年 1 月までの診療に係る分 6 月
- (2) 2 月から 4 月までの診療に係る分 9 月
- (3) 5 月から 7 月までの診療に係る分 1 2 月
- (4) 8 月から 1 0 月までの診療に係る分 翌年 3 月

2 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急に助成をする必要を認めたときは、対象者に高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金額を支払った旨が確認できる書類を添付した高齢重度障害者医療費助成申請書を提出させ、審査のうえ高齢重度障害者医療費を当該対象者に支給することができる。

(支給方法の特例)

第 5 条の 2 対象者が、兵庫県内の健康保険法第 6 3 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関及び保険薬局並びに同項第 2 号及び第 3 号に規定する病院、診療所又は薬局その他の者（以下「県内保険医療機関等」という。）で療養を受けた場合には、市長は、高齢重度障害者医療費として当該療養を受けた者に支給すべき額の限度において、当該対象者が当該療養に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、当該対象者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該療養を受けた者に対し、高齢重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

(返還)

第 6 条 市長は偽りその他不正な行為によって、高齢重度障害者医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から当該高齢重度障害者医療費の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、高齢重度障害者医療費の助成に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行し、昭和 5 8 年 2 月 1 日以後に受けた

診療について適用する。

2 第5条の規定にかかわらず、昭和58年2月及び3月診療分に係る特別医療費の支給時期は、昭和58年7月とする。

3 平成4年1月1日から平成5年3月31日までの間に限り、第2条中「同法第28条の規定による一部負担金に相当する額」とあるのは、「同法第28条及び老人保健法等の一部を改正する法律（平成3年法律第89号）附則第5条の規定による一部負担金に相当する額」とする。

（4町の編入に伴う経過措置）

4 家島町及び安富町の編入の日前に旧家島町高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱（昭和58年家島町告示第18号）及び旧安富町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年7月1日制定）の規定によりなされた申請、認定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、認定その他の行為とみなす。

5 夢前町の編入の日前に旧夢前町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年7月1日制定。以下「旧夢前町要綱」という。）第5条第2項の規定によりなされた申請は、第4条第1項の規定によりなされた申請とみなす。

6 夢前町の編入の際現に旧夢前町要綱第5条第1項の規定により高齢重度障害者医療費受給者証の交付を受けている者は、第4条第1項の規定により対象者としての認定を受けた者とみなす。

7 香寺町の編入の際現に旧香寺町高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成17年香寺町告示52号）の規定により助成の対象とされている者は、第4条第1項の規定により対象者としての認定を受けた者とみなす。

（市町村民税の額の算定の特例）

8 当分の間、第3条第1項第3号の規定の適用については、これらの規定中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額」とあるのは、「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314

条の2第1項第11号を適用して計算し、地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」とする。

#### 附 則

この要綱は、昭和58年9月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に、この要綱による改正後の姫路市高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱第5条の規定による支給時期が到来する特別医療費の支給から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成3年12月10日から施行する。ただし、附則に1項を加える規定及び、様式第3号の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱附則第3項の規定は、平成4年1月1日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する特別医療費の助成について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する特別医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成4年6月18日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第3条の規定は、平成4年7月1日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する特別医療費の助成について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する特別医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第5条の規定は、平成3年12月以後の診療に係る特別医療費の支給について適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成7年7月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた医療に対する特別医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に対する特別医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度心身障害者特別医療費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる医療又は療養に係る高齢重度障害者医療費の助成について適用し、同日前に行われる医療に対する特別医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成について適用し、同日前に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成23年6月30日までの間に法の規定による療養を受けた場合において、新要綱第3条第1項第3号に掲げる場合に該当せず、かつ、この要綱による改正前の姫路市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱第3条第1項第3号及び

第4号に掲げる場合に該当するときは、新要綱第3条第1項第3号の規定にかかわらず、助成対象者とする。この場合において、同要綱第3条の2第1項第1号中「600円」とあるのは「900円」と、同項第2号中「2,400円」とあるのは「3,600円」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月13日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日以降に行われた療養に係る高齢重度障害者医療費の助成について適用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成について適用し、同日前に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱第3条第1項第3号の規定は、平成24年7月1日以後に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成について適用し、同日前に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の姫路市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成について適用し、同日前に行われる療養に係る高齢重度障害者医療費の助成については、なお従前の例による。